

「横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会」から 答申をいただきました

令和3年2月に神奈川区生活支援課において発生した、相談に訪れた方が生活保護の申請意思を表明していたにもかかわらず、同課が申請を受け付けなかった件について、専門的な知見を持った第三者による原因究明及び再発防止の取組について横浜市社会福祉審議会に諮問したところ、「生活保護申請対応検証専門分科会」が設置され、これまで全5回にわたって会議を開催し議論していただきました。

このたび、審議会（分科会）から答申として「生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について 提言書」が提出されましたので公表いたします。

1 生活保護申請対応検証専門分科会について

- (1) 委員構成（6名。別紙委員名簿参照）
社会福祉審議会委員、民生委員・児童委員、弁護士、社会福祉士、学識経験者2名
- (2) 開催状況
令和3年5月、8月、9月、11月、12月の全5回開催

2 提言書の概要

「生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について 提言書」は、横浜市ホームページに掲載いたします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogokensyou.html>

- (1) 提言書にまとめられた主な課題
 - ア 生活保護制度に関する理解不足
 - イ 対人援助技術の不足によるパターンリズム
 - ウ 組織としてのガバナンスとリスクマネジメントの欠如
- (2) 再発防止に向けた提言
 - ア 職員一人ひとりが、法令等を順守したうえで、市民や社会の要請に応えるため、生活支援課の使命と責務を自覚して実践すること。この実現を視野に入れて、人材育成及び組織マネジメントを計画的に行うこと。
 - イ ソーシャルワークの価値としての利用者主体や権利擁護の視点を尊重し、相談や申請受付など市民にサービス提供する実際の場面で、具体化し実践できる人材育成を図ること。
 - ウ ケースワーカーを含む係員、係長、課長、部長といった職階に応じて果たすべき機能が十分に発揮されるよう、管理職はリーダーシップを取ってチームを運営し、組織の責務を果たせるように努めていくこと。

3 提言書を受けた横浜市の対応

いただいた答申内容をしっかりと受け止め、そして一刻も早く市民の皆様の信頼を取り戻すために、職員一人ひとりが、生活にお困りの方からのご相談に、これまで以上に適切かつ丁寧に対応することを目指して、再発防止策を検討し取り組んでまいります。

お問合せ先

【生活保護申請対応検証専門分科会の開催概要について】

健康福祉局生活支援課長

岩井 一芳 Tel 045-671-2367

【提言書内容及び再発防止策の検討について】

健康福祉局生活支援課指導・適正化担当課長

大内 直人 Tel 045-671-2434

令和3年度 横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会
委員名簿

(敬称略 50音順)

石渡 和実
(会長)

東洋英和女学院大学 名誉教授

井上 由起子

日本社会事業大学専門職大学院 教授

岡部 卓
(会長職務代理者)

明治大学公共政策大学院 教授

菊池 健志

社会福祉士

中村 真由美

弁護士

宮田 光明

横浜市民生委員児童委員協議会 会長